

◎交通事故等にあったときの国保への届出について

交通事故等、第三者の行為でけがをした場合でも、国保を使って医療機関にかかることができます。その際は必ず、役場国保窓口まで届け出をしてください。かかった治療費は、加害者が負担することが原則のため、国保で立て替えた費用を、後日加害者に請求します。